

日本電氣計器檢定所定款

○日本電気計器検定所定款

制定 昭和三十九年十一月七日
昭和四十年五月六日

改正 昭和四十二年九月十二日
昭和四十五年十月十二日
昭和四十七年五月十五日
昭和五十六年四月一日
昭和五十八年十月十四日
昭和六十一年九月二十九日
平成五年三月十二日
平成十年三月五日
平成十二年三月十七日
平成十二年十二月六日
平成十三年三月十三日
平成十四年三月一日
平成十五年三月四日
平成十六年九月十四日
平成十七年二月二十二日
平成十九年二月二十一日
平成二十三年三月四日
平成二十三年十月三十一日
平成二十八年三月一日
平成二十九年三月二日

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 資産（第四条～第六条）

第三章 役員及び役員会（第七条～第二十一条）

第四章 運営審議会（第二十二条～第二十七条）

第五章 業務及びその執行（第二十八条～第三十条）

第六章 財務及び会計（第三十一条～第三十五条）

第七章 雑則（第三十六条～第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 本検定所は、電気の取引の適正な実施の確保に資するため、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行い、もつて経済の発展に寄与することを目的とする。

（設立の根拠及び名称）

第二条 本検定所は、日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）により設立し、日本電気計器検定所と称する。

（事務所所在地）

第三条 本検定所は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本検定所の従たる事務所の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

第二章 資産

（資産）

第四条 本検定所の資産は、次の各号に掲げるものとする。

一 固定資産

二 流動資産

三 繰延資産

（資産の管理）

第五条 本検定所の資産は、役員会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

（重要財産の処分等）

第六条 本検定所は、経済産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第三章 役員及び役員会

(役員の数)

第七条 本検定所に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員を選任)

第八条 理事長は、役員会においてこれを選任し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 専務理事、理事及び監事は、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員職務及び権限)

第九条 理事長は、本検定所を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して本検定所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して本検定所の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

4 非常勤の理事は、役員会を通じて本検定所の業務の執行に参画する。

5 監事は、本検定所の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員解任）

第十二条 本検定所は、役員が前条各号の一に該当するに至つたとき又は日本電気計器検定所法第十五条第二項の規定により、経済産業大臣から解任すべきことを命じられたときは、これを解任しなければならない。

2 本検定所は、役員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

3 前項第二号の規定により解任する場合には、当該役員に弁明する機会を与えなければならない。

4 第一項前段又は第二項の規定により役員を解任しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十四条 本検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本検定所を代表する。

（代理人の選任）

第十五条 理事長は、理事又は本検定所の職員のうちから、本検定所の従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員会）

第十六条 本検定所に、その業務の執行に関し審議決定する機関として、役員会を置く。

2 役員会は、理事長、専務理事及び理事（以下「構成員」という。）をもつて構成する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員会の開催及び招集）

第十七条 役員会は、原則として毎月二回開催する。

2 役員会は、次に掲げる場合には、臨時にこれを開催する。

一 役員会が必要と認めたととき。

二 三分の一以上の構成員又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

三 その他理事長が必要と認めたととき。

3 役員会は、理事長がこれを招集する。

4 役員会の招集は、開催日の前日までに会議の目的たる事項、日時及び場所を、役員に通知して行わなければならない。

5 第二項第二号の請求があつたときは、理事長は速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第十八条 役員会の議長は、理事長がこれに当る。

(役員会の定足数及び議決方法)

第十九条 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもつて議決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第二十条 役員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 予算及び事業計画

四 業務報告及び収入支出決算

五 長期経営計画

六 その他本検定所の運営に関する重要事項

(役員会の議事録)

第二十一条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載し、会議に出席した構成員全員が記名押印しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 構成員の現在数

- 三 会議に出席した構成員の数及び氏名
- 四 議決事項
- 五 議事の経過の概要

第四章 運営審議会

(運営審議会)

- 第二十二条** 本検定所に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、本検定所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、役員会の議決を経、かつ、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(審議会の議長)

第二十三条 審議会に議長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故があるときにその職務を代理する者を定めておかなければならない。
- (審議会の招集等)

第二十四条 審議会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

- 2 審議会を招集する場合には、委員に対し一週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもつて通知しなければならぬ。ただし、議事が緊急を要するときは、あらかじめ、審議会で定めた方法により招集することを妨げない。

- 3 役員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(審議会の定足数)

第二十五条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(審議会の審議事項)

第二十六条 審議会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

一 定款の変更

二 業務方法書の重要な変更

- 三 予算及び事業計画
- 四 業務報告及び収入支出決算
- 五 長期経営計画
- 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めた事項

2 審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

(審議会の議事録)

第二十七条 審議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 委員の現在数
- 三 会議に出席した委員の数及び氏名
- 四 審議事項
- 五 議事の経過の概要

第五章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第二十八条 本検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号イの検定、同条第二項の変成器付電気計器検査、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認、同法第九十一条第二項の検査、同法第二百二条第一項の基準器検査及び同法第三百三十五条第一項の特定標準器による校正等（以下「検定等」という。）を行うこと。

二 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行うこと。

三 電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 本検定所は、前項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の各号の業務を行うことができ

きる。

- 一 電気の計量に係る技術を活用して行う検査、試験等の業務その他の電気の計量に関連する業務を行うこと。
- 二 検定所の業務に関連する業務を実施する法人への出資及び出捐を行うこと。
- 三 本検定所は、第一項第五号又は前項の業務を行うときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)

第二十九条 本検定所は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(検定等の実施)

第三十条 本検定所は、第二十八条第一項第一号の検定等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、同号の検定等を行わなければならない。

2 本検定所は、第二十八条第一項第一号の業務を行うときは、経済産業省令で定める資格を有する者に同号の検定等を行わせなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第三十一条 本検定所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第三十二条 本検定所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三条 本検定所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 本検定所は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

(借入金)

第三十四条 本検定所は、長期借入金をするときは、役員会の議決を経、かつ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 本検定所は、短期借入金をしたときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 余裕金は、金融機関等に預託するなど、確実かつ有利な方法で運用するものとする。

第七章 雑則

(公告の方法)

第三十六条 本検定所の公告は、官報に掲載して行うものとする。

(定款の変更)

第三十七条 この定款は、役員会の議決を経、かつ、経済産業大臣の認可を受けて変更することができる。

(定款の施行細則)

第三十八条 この定款の実施に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本検定所の成立の日から施行する。

2 本検定所の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日から始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

3 本検定所の最初の事業年度の予算、事業計画および資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「本検定所の成立後遅滞なく」とする。

4 本検定所の設立に要する経費は、三、〇〇〇、〇〇〇円以内とする。

附 則 (昭和四十年五月六日)

この定款は、昭和四十年五月六日から施行する。

附 則 (昭和四十二年九月十二日)

この定款は、昭和四十二年九月十二日から施行する。

附 則 (昭和四十五年十月十二日)

この定款は、昭和四十五年十月十二日から施行する。

附 則 (昭和四十七年五月十五日)

この定款は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五十六年四月一日)

この定款は、昭和五十六年四月一日から実施する。

附 則 (昭和五十八年十月十四日)

この定款は、昭和五十八年十月十四日から実施する。

附 則 (昭和六十一年九月二十九日)

1 この定款は、昭和六十一年十月一日から実施する。

2 この定款実施の際現に役員である者の任期は、昭和六十三年六月三十日までとする。ただし、理事長の任期は昭和六十二年六月三十日までとする。

附 則 (平成五年三月十二日)

この定款は、平成五年三月十二日から実施する。ただし、定款第二十八条第一項第一号については、平成五年十一月一日から実施する。

附 則 (平成十年三月五日)

この定款は、平成十年四月一日から実施する。

附 則 (平成十二年三月十七日)

この定款は、平成十二年四月二十日から実施する。

附 則 (平成十二年十二月六日)

この定款は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則 (平成十三年三月十三日)

この定款は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則 (平成十四年三月一日)

この定款は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則 (平成十五年三月四日)

この定款は、平成十五年四月一日から実施する。

附 則 (平成十六年九月十四日)

この定款は、平成十六年十月一日から実施する。

附 則（平成十七年二月二十二日）

この定款は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則（平成十九年二月二十一日）

この定款は、平成十九年二月二十一日から実施する。

附 則（平成二十三年三月四日）

この定款は、平成二十三年四月一日から実施する。

附 則（平成二十三年十月三十一日）

この定款は、平成二十三年十一月十一日から実施する。

附 則（平成二十八年三月一日）

この定款は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則（平成二十九年三月二日）

この定款は、平成二十九年四月一日から実施する。

別表

従たる事務所の名称	従たる事務所の所在地
日本電気計器検定所 北海道支社	札幌市
日本電気計器検定所 東北支社	仙台市
日本電気計器検定所 中部支社	春日井市
日本電気計器検定所 北陸支社	野々市市
日本電気計器検定所 関西支社	大阪市
日本電気計器検定所 関西支社 京都事業所	京都市
日本電気計器検定所 中国支社	広島市
日本電気計器検定所 四国支社	香川県仲多度郡多度津町
日本電気計器検定所 九州支社	福岡市
日本電気計器検定所 沖縄支社	うるま市